## ○厚生労働省令第三十九号

施 別措! 行 項、 労働 規則 置 法 第二 基準 及び (平成四 法 項 労働 及 び (昭和二十二年法律第四十九号) 時間: 第四 年 法 1律第. 等 項 並  $\mathcal{O}$ 設定の改善に関する特別措置法施 びに 九 十号) 第 兀 第七 十 条の 条の二第二 規定に基づき、 第十五条第一 項 及び 第三項: 項、 行 並 規則 びに労働 並 第三十八条の三第一項、 びに労働  $\mathcal{O}$ 基準 部を改正する省令を次のように定め 法 時 間 を実施す 等  $\mathcal{O}$ 設 定 るため、  $\mathcal{O}$ 第三十八 改 善に 労 条 関 働 する 基 0 兀 準 第 法 特

令和五年三月三十日

る。

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働 基 準 法 施 行 規 則 及 び 労働: 時 間 等  $\mathcal{O}$ 設定 0 改善に関する特別 措置: 法 施 **施行規則**  $\mathcal{O}$ 部を改 Ē する省令

(労働基準法施行規則の一部改正)

条 労 働 基 準 法 施 行 規 則 (昭 和二十二年厚生省令第二十三号) の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

第

(傍線部分は改正部分)

号の二から第十一号までに掲げ がおいりである労働条件のう に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に対して明示しなけ は、使用者	平勺用引つご分動者が分動平勺去筒上し条筒一頁つ適用(略) (略) 一 (略) 一 (略) が従事すべき業務の変更の範囲を含む。)	の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (就業の場 一の三 就の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。) 条第一項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労働契約の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算 一の二 期の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算 一の二 期 の二 では この形でない	<ul><li>この表に</li><li>の締結の場別</li><li>場下この場別</li><li>場下この条に</li><li>の締結が</li><li>が下この条に</li><li>はなければなら</li><li>にっいては</li><li>にっいては</li><li>にっいて</li><li>にっいて</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた<th>改 正 後</th></li></ul>	改 正 後
	) (略)	() 業の場所及び従事すべき業務に関する事項 () 間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関す	においては、この限りでない。	改正前

6 る事項につ お ては、 の契約期 この V 間 7 は、 内に労働者が労働契約法第十八条第 限りでない。 使用者がこれ らに 関 する定め を Ū 項 な 0 V 場 無 期 一合に

新設

めの類の無は、 換申込みをすることができることとなる有期労働契約 第 合においては、 無期転 号 ない とする。 の三から 第三項に規定するもののほか、 換申込みに 労働契約の 第四 法第十五条第一 号まで 内 関する事項並びに当該申 容である労働条件 に掲げる事項 る労働条件のうち第一項第一号及び項並びに当該申込みに係る期間の定のほか、労働契約法第十八条第一項光一項後段の厚生労働省令で定める事 , 給に関する事 項 ぐを除 転

2 第二十 四条の二の二

略

次に掲げるものとする。法第三十八条の三第一項 第一項第六号の厚生労働省令で定める事 項 は

け 間 項 ればならないこと及び当該同意をしなかつため働したものとみなすことについて当該労働 て解雇その他不 第一号に掲げる業務に就かせたときは 使用者は、 法第三十八 八条の三 第一 項 は  $\mathcal{O}$ なら 同 規 定に 項第二号に つた当該労働 な 者 ょ ٧V 0 ŋ 同 労 掲げる時の場合を同 信意を得 者に 対な

四三二 前号の「 同 意の 撤 回利 [に関する手続]益な取扱いをして

(略)

- 法第三十八条の三第一項第四号に規定する労働者の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存する 間 使用者は、 の状況並びに当 次に 掲げる事項に関する労働 該 労働者の健 康及び福祉 者ごとの記 を 確 保するため すること。 録 歌を前号 労働

の時

口 法第三十八条の三 置の実施状況 処理に関する措置の第三十八条の三第 Ø -実施状況
項第五号に規定する労働 回施 者 カコ 5 0 苦

ハ 号 0 同 意及び その

4

第二十四条の二 の 二 略

3 2 (略)

次に掲げるものとする。 法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項

は

新設

二使用者は、 『一一一一一一一一日日本の日本の建東及び国山へででで、 間の状況並びに当該労働者の建東及び国山へである労働者の労働時イ 法第三十八条の三第一項第四号に規定する労働者の労働時の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。 伊用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号 措 法第三十八条の三第一措置として講じた措置向の状況並びに当該労働

情 この処理 に 関 はする措 置 とし 項 第五号に規定する労働者 7 講 た措 から 0)

新設

略

4

第二十 3 2 第二十四条の二 第二十四条の二 第二十四条の二の二の二 四三 らの でに掲げる事 らの でに掲げる事 有効期 ない。 有効期間 当該変更の内容について説明を行うこと。 三十八条の四第一 第二号に掲げる労働者の範囲法第三十八条の四第一項第 次に掲げるものとする。 法第三十八条の な 0 口 兀 間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための・ 法第三十八条の四第一項第四号に規定する労働者の労働時済効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号 る賃金制度を変更する場合にあつては、 兀 措置の実施状況 使用者は、 条の二の四第四項において :の処理に関する措置の実施状況 法第三十八条の四第一項第五号に規定: 条 法第三十八条の 間 の 二 中 中 · 項 に の 三 0) 及び当 及び当該 項  $\mathcal{O}$ 兀 対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応 関 兀 関 0) 第一 項第六号の同意の撤回に関する手続 該 する労働者ごとの する労働者ごとの記録を作成 法第三十八条の四第二項第一 的有効期 有効期間 兀 略 第一項第六号 項 使 使用者は 、第七号の厚生労働省令で定める事 用 間の 者 四に属する労働者の一号に掲げる業務 0 は 満了後 対象労働者」 満了後五年間 前条第三項第四 前 条第三 の同 記 五. 録 げる業務に 意及び 年間 を 作成 項 する労働 労使委員会に対 という。 保 第 保 (次号及び 号の規定による į 存 匹 そ 存 | 号イ 0) 従 号 なけ なけ 1 撤 者 事 同 同 項 か する同 項第三号 からハま か 口 第三号 分労働時 第二 ń らハ 0) ħ 5 ば 法 項 0) ば ま 十項 苦 第 は な 3 2 第二十四条の二 第二十四条の二 (新設) (新設) (新設 (新設 次に掲げるものとする。法第三十八条の四第一項 間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するためのイ 法第三十八条の四第一項第四号に規定する労働者の労働時の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号 情の処理に関する措置として講じた措置 措置として講じた措 法第三十八条の四 法第三十八条の四第一 の 四 の 三 第一項 法第三十八条の四第二項第 略 第一 置 第七号の厚生労働省令で定める事 項第六号の同意 項 第五号に規定する労働 一号の規定による 者 カン 6 項 0 苦 は

にる指 一づくも 以 外 の法 0) 者 第 であ 匹 0 V 0 て行わ て は ならない。 なけ 一号に 規定する監 れ ば な 6 ず 督 ま 又 た は 管 使 理 用 0 者 地 位  $\mathcal{O}$ 意 に 向あ

2

2 五. 作成して、これをその 年 する決議及び 法 (委員 こついて 一十八条の一 会における委員の五分の四 は、 労使委員会の決議並びに第二十五条の二に規定れをその開催の日(法第三十八条の四第一項に 使用者は、 兀 第二項第二号の 労使委員 規 以上 会の 定 に 開 一の多数 ょ 催 る 0 議 による議 都 事 度 録 そ  $\mathcal{O}$ 0 作 完結の日 が行 が行 議 成 l 事 及 す て 規録び

4 3

ロ イ 規 労使委員会 程が定めら 法 第三 + 会の 八 れていることとす 条 運  $\mathcal{O}$ 営に 兀 第二 関する事項として次に 項 第三 うる。 一号の 厚 生 労 働 · 掲 げ 省 令 るも で 定め  $\bar{\mathcal{O}}$ る に 関 要 件 す は る

使 委員 会の 招 集、 定足数及び議 事 に 関 す る 事 項

度 対 7象 労働 内容  $\mathcal{O}$ 使用 者に適 者からの 1からの説明に関する事2用される評価制度及び 度及びこれ 項 に 対応 ずる 賃 金 制

制 0 度 0 趣 確 保に 関 ける 事 項

開 催 頻 度を六 を六箇に沿 回月以内ごとに一回口のた適正な運用の 回の とすること。

ホニハ て 必 1 要な事 からニ 項 ま で に 掲 げ るも 0  $\mathcal{O}$ ほ か、 使 委員 会 0 運 営に 0

6 略

7 5 とが れ た委員が労使 できるよう必 用 者 は 法 委員 第三 要な配 会の 八 決議等 慮を行 条 0 兀 第二 わ に 関する事 な 項 け れ 第 ば ならな 務 뭉 を円滑 0) 規 定 に 遂 ょ ŋ 行 指 す るこ ! 名さ

第四月、同日 四月、同日 日 条第一 の内に一 兀 ょ ŋ 条 の 二 所回項 に  $\mathcal{O}$ 轄 労働 及 規 五. び定 とする決定する決定 基準 法 第三 ・監督署長に 議十 一年以内ごとに議の有効期間の始 .しなければなら とに一回、様式、の始期から起算 . 項の規定に L ない。 る報 L 一三号 告 の簡は

> る指 者は、 外 の法 者 第 に 兀 0 + 一条 11 て 第二 行 わ 号に な け 規定する監督又 れ ば ならな は 管 理 0 地 位 に

> > あ

保存に の完結 る決議が行 る労使委員会に b 定する決議 を作成して、こ 起 法 算し 第 の 日 0 いて + て (第五十-〈会における委員の五分の四以上の多数による議及び労使委員会の決議並びに第二十五条の二にに、これをその開催の日(法第三十八条の四第一では、使用者は、労使委員会の開催の都度そのご われた会議 Ŧī. 八 年 条 間 0) 保 兀 -六条第一 存 第 項 第二 にあつては、当該決議に係分の四以上の多数による議 号 ばならな 0 (法第三十八条の四第一項 一号の完結 規 定による 0) 日 議 をいう。 事 録 に係る書  $\mathcal{O}$ 作 決 規 議 成 に 定 に 事 及 か面よす規 録び

4 3

11 て必要な 労使委員会の 法第三十 八 事 条 項 に 招  $\mathcal{O}$ 関 集 兀 第二 する規程が定められていることとする。、、定足数、議事その他労使委員会の運営 項 第三 一号の 厚 生 他労使委員会の運営 一労 働 省令で定 める 要 つは

(新設)

新 設

新 設

(新設)

(5) 新 設 6 略

第二十四条 よ内 り、 に 同 条第 所回、 の 二 轄 労及項二 基 そ 規 五. 準の 定 後一る 監 法 第三 督 署 年 決 長 以議十 以内ごとに一職が行われた 一八条の四第 にし なけ れ一た第四日四日 から起算して六箇一項の規定による報 ならない。 様 式第十二 0 四月告 に以は

2 及びその撤回の実施状況について行うもの、び福祉を確保するための措置の実施状況並び、場に規定する労働者の労働時間の状況並び、場第三十八条の四第四項の規定による報 ものとする。 びに当る 告 該 労働 同 第 条 六号 者 0 健 項  $\mathcal{O}$ 同意 及 四

第三十 ればならない。 、同条第一項の<sup>1</sup> ・同条第一項の<sup>1</sup> 匹 決 号の三により、 議 の法 有効期間の始期から起算して六箇月以第四十一条の二第二項の規定による報 所轄労働基準監督署長にし なけ 内に

用する。こう! 第三十四条の二の三 2 か らニ まで」とあるの 法第四十一条の二第一第二十四条の二の四( お は 11 て、 イ ∟ 第二 と読み替えるものとする。  $\overline{+}$ 兀 第一項の委員会について準に(第四項ロカー 条の二 からニまでを てイ準

③ ② 第 五. 十六条

掲休三働四条げ暇に者条の 1 暇管理簿並びに第三十四条の二第十五項第四号イからへまでに1において準用する場合を含む。)に規定する議事録、年次有給2者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項(第三十四条の二の1条の二の三の二に規定する労働者の労働時間の状況に関する労1条の二の三の二に規定する労働者の労働時間の状況に関する労 のニの 者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項(第三十四条の二の三の二に規定する労働者の労働時間の状況に 前 る事 項 0) 規 項に関する対象労働者ごとの記録に  $\mathcal{O}$ 定 は、 第二 第二 十四四 兀 条の二の三 条の二 の 二 第三項 第三 項 第四 ついて準用 第 兀 | 号イ、 뭉 イ 及 第二十 でする。 び 第二十 匝 3 2

附 則

削

る

で福祉を確保するごりに規定する労働者に るための措置とのの場合の労働時間の別の場の項の場のである。 1の実施状況について行うも7間の状況並びに当該労働者2・規定による報告は、同条第 0)  $\mathcal{O}$ (健康及項第四

、様式第十四条の1 ならない。 十四号の二の二 の 二 の三により、 三により、所轄労働基準監督署長にしなければ議が行われた日から起算して六箇月以内ごとに法第四十一条の二第二項の規定による報告は

第三十四 の二第一項の委員会について準用する。 兀 条 の 二 の 三 第二 + 四条の二の 厄 0 規定 は 第四 条

Ŧ. + 六

第

らへまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録について準、年次有給休暇管理簿並びに第三十四条の二第十五項第四号イか四条の二の三において準用する場合を含む。)に規定する議事録に関する労働者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項(第三十四条の二の三第三項第二号イに規定する労働者の労働時間の状況 用 ら する。 へまでに 前 項 略 0) 規 定 は、 第二 第二号イに規定する労働者の労働時間 + 四条の二の二 |第三項第二号イ及び第二十

附 則

第六十六条の二 は 内ごとに 当 分 0 間 口 第 同 とあ 条 同 るの 項 兀 中 条 は 0 六 筃 0 月以 箇月以内ごとに 五. 第 分内に 項 0 回規 定 及 0 口 び 適 そ 用 とする。 0 に 後 2 1 年 て

間、これらの規定中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。第三十四条の二第十五項第四号の規定の適用については、当分のの二の三において準用する場合を含む。)、第二十四条の七及び第二十四条の二の三の二、第二十四条の二の四第三項第四号、第第二十一条 第十七条第二項、第二十四条の二の二第三項第四号、

は、当分の間、これらの規定中「五年間」とあるのは、「三年間条の七及び第三十四条の二第十五項第四号の規定の適用について第二十四条の二の三第三項第二号、第二十四条の二の四第二項(第七十一条 第十七条第二項、第二十四条の二の二第三項第二号、

」とする。

								時間外労働に関する協定の届出年月日	・関する協	宇間外労働に
· · : :				へての協定の有無	労働者ごとの記録を協定の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存することについての協定の有無	間の満了後3年間	び当該有効期	定の有効期間中及	)記録を協	5働者ごとの
<b>+ 1</b>	の撤回に関する	置の実施状況並びに同意及びその撤回に関する	里に関する措置の実施は	労働者からの苦情の処理に関する措	労働者の労働時間の状況並びに労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況、労	を確保するための	健康及び福祉	況並びに労働者の	時間の状	労働者の労働
								続	:関する手	同意の撤回に関する手続
有·無		とについての協定の有無		労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかつた労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこ	立対して解雇その他ろ	なかつた労働者に	及び同意をし	ればならないこと	で得なけ	労働者の同意
有・無		とについての協定の有無		当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこ	(事する労働者に対し	当該対象業務に従	た等に関し、	対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、	終行の手段	†象業務の這
			)	(						
			)	(						
			)	(						
			)	(						
			)	)						
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置		労働者の労働時間の状況の把握方法	労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置	労働者の健康及び めに講ずる措置	協定で定める 1日のみなし 労働時間	1日の所定 労働時間	該当労働 者数	業務の内容	VIILE	業務の種類
月 日から 月 日まで	件件		ı	(電話番号:		(H				
有效期間	協定の	号)	(電話番号	) 所在地	事業の	林	業の名	類事	の種	事業
			法人番号	こ関する協定届	専門業務型裁量労働制に関する協定届	専門業系				
技番号 被一括事業場番号	基幹番号	都道府県   西掌   管轄	労働保険番号			2	氏 北 区	# 	7 (7)	7
						<i>"</i>	対間即 7 場	(対語型/英ののののの形の (対語) 古い 5.1 東六津	14 (2)	斗爭 12 -

又は労働者の	協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)	筋定の成立年月日
の過半数を1	合(事業場の	中
代表する者	の労働者の	F
の職名(	過半数で組織する労働組合	Ш
)氏名	・) の名称 (	

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場

の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出する
ことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

「フィー・デュー・コンディー・カン

Г
F H
ツク
光
シク
どだ
摡
F H
ツク

併 压 労働基準監督署長殿

> 使用者 職氏名名名

# 様式第13号(第24条の2の2第4項関係)(裏面

#### 記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、以下の番号から選択して記入すること。同一労働者を複数の対象業務に就かせる場合は、1つの欄に複数の番号を記入すること。
- ① 新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
- ② 情報処理システム(電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であつてプログラムの設計の基本となるものをいう。)の分析又は設計の業務
- ③ 新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送法第2条第28号に規定する放送番組(以下「放送番組」という。)の制作のための取材若しくは編集の業務
- ④ 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務
- ⑤ 放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務
- ⑥ 広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務
- ① 事業運営において情報処理システム(労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第2号に 規定する情報処理システムをいう。)を活用するための問題点の把握又はそれを活用するため の方法に関する考案若しくは助言の業務
- ⑧ 建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務
- ) ゲーム用ソフトウェアの創作の業務<br/>
- ④ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
- ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- ⑩ 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)
- 銀一銀行又は証券会社における顧客の合併及び買収に関する調査又は分析及びこれに基づく合併及び買収に関する考案及び助言の業務
- ) 公認会計士の業務
- ⑤ 弁護士の業務
- 6 建築士の業務
- ) 不動産鑑定士の業務
- 18 弁理士の業務
- ⑩ 税理士の業務
- 20 中小企業診断士の業務
- 2 「業務の内容」の欄には、「業務の種類」の欄に記入した番号ごとに、労働基準法第 38 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する業務として協定した業務の内容を具体的に記入すること。当該業務については、その遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難な業務である必要があること。
- 3 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第4号に規定する措置について、原則として以下の番号から選択して記入した上で、その内容を具体的に()内に記入すること。なお、いずれの番号にも該当しない措置については、番号は記入せずに()内に具体的内容を記入すること。また、健康・福祉確保措置を決議するに当たつては、①~④の中から1つ以上、かつ⑤~⑩の中から1つ以上を実施することとすることが望ましいことに留意すること。複数の措置を決議した場合にはいずれの措置についても記入すること。
- ① 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ② 労働基準法第 37 条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
- ③ 把握した労働時間が一定時間を超えない範囲内とすること及び当該時間を超えたときは労働基準法第38条の3第1項の規定を適用しないこととすること。

- 働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを 含めてその取得を促進すること。
- ⑤ 把握した労働時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法第66条の8第1項の規定による面接指導を除く。)を行うこと。
- ) 把握した対象労働者の勤務状況(労働基準法第 38 条の3第1項第4号に規定する労働時間の状況を含む。以下同じ。)及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
- 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること
- 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ) 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- 》 働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- 4 「労働者の労働時間の状況の把握方法」の欄には、労働時間の状況の把握方法を具体的に記入すること。
- 5 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、苦情の申出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順・方法等を具体的に記入すること。
- 6 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方 法等を具体的に記入すること。
- 7 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日(届出をしていない場合はその予定年月日)を記入すること。ただし、「協定で定める1日のみなし労働時間」が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。
- 3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

<b>分働制に関する決議届</b>	
法人番号	労働保険番号
	都道府県
	基幹番号
	被一括事業場番号

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称( 又は労働者の過半数を代表する者の職名( )氏名( 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( 決議の成立年月日 期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存することについての決議の有無 労働者の労働時間の状況並びに労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況、労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況並びに同意及びその撤回に関する労働者ごとの記録を決議の有効 対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更する場合にあつては、 同意の撤回に関する手続 労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかつた労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無 労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置 労働者の労働時間の状況の把握方法 労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 委員会の委員数 上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。 事業の種類 運営規程 業務の内容 併 氏光 れる場合に、 (右欄に掲げる事項が運営規程に含ま 「有」を○ に囲むこと。) 規程の有無 事業の名称 任期を定めて指名された労働者側委員 ・招集、定足数及び議事に関する事項・対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度の内容の使用者からの説明に関する事項・制度の趣旨に沿つた適正な運用の確保に関する事項 開催頻度を6箇月以内ごとに1回とすること 労働者の範囲 企画業務型裁量党  $\widehat{\exists}$ 時間外労働に関する協定の届出年月日 労使委員会に対し、当該変更内容について説明を行うことについての決議の有無 (職務経験年数、職能資格等) 電話番号: 事業の所在地 任期 (電話番号) 併 労働者数 常時使用する労働者数 決議で定める1日のみなし労働時間 その他の委員 开 名 (チェックボックスに要チェック) (チェックボックスに要チェック) (チェックボックスに要チェック) 年年 決議の有効期間 月月 いての委員会の同意の有無 運営規程につ 性・ 無 有・熊 有・無 性・熊 日まない

手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと 業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による 上記委員会の委員の半数が、労働基準法第 41 条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、使用者の意向に基づき指名されたものでないこと。 上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事

労働基準監督署長殿

使用者

職氏名名名

### 記載心得

- 析の業務であつて、その遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務である必要があること。 「業務の内容」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務の内容を具体的に記入すること。当該業務については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、 調査及び分
- 0 「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する労働者の範囲について、必要 とされる職務経験年数、職能資格等を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内
- ω 「決議で定める1日のみなし労働時間」の欄には、労働基準法第 38 条の4第1項第3号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 記入すること。なお、いずれの番号にも該当しない措置については、番号は記入せずに( )内に具体的内容を記入すること。また、健康・福祉確保措置を決議するに当たつては、 $\Omega \sim ④$ の中から1つ以上、かつ $\oplus$ ~⑩の中から1つ以上を実施することとすることが望ましいことに留意すること。複数の措置を決議した場合にはいずれの措置についても記入すること。 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置について、原則として以下の番号から選択して記入した上で、その内容を具体的に(
- 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

4

- 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
- $\odot$ 把握した労働時間が一定時間を超えない範囲内とすること及び当該時間を超えたときは労働基準法第38条の4第1項の規定を適用しないこととすること
- 働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- (J) 第1項の規定による面接指導を除く。)を行うこと。 把握した労働時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法第 66 条の 8
- 6 把握した対象労働者の勤務状況(労働基準法第 38 条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況を含む。以下同じ。)及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること
- 9 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- $\otimes$ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること
- 働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること
- 8 7 6 5 「労働者の労働時間の状況の把握方法」の欄には、労働時間の状況の把握方法を具体的に記入すること。
  - 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、苦情の申出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順・方法等を具体的に記入すること
  - 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。
- 間」が労働基準法第 32 条又は第 40 条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。 「時間外労働に関する協定の届出年月日」には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日(届出をしていない場合はその予定年月日)を記入すること。ただし、「決議で定める1日のみなし労働時
- 9 なお、使用者が開示すべき情報の範囲、開示手続、開示が行われる労使委員会の開催時期等必要な事項を運営規程で定めておくことが適当であることに留意すること。 ることが適当であることに留意すること。制度の趣旨に沿つた適正な運用の確保に関する事項を規定するに当たつては、制度の実施状況の把握の頻度や方法を運営規程に定めることが必要であることに留意すること 会等定例として予定されている委員会の開催に関すること及び必要に応じて開催される委員会の開催に関することを、議事に関する事項として議長の選出に関すること及び決議の方法に関することを、 労使委員会の運営規程を定めるに当たつては、招集に関する事項として労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の決議の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための表
- 10 の要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していな 基づき選出されたものでないこと。委員会の委員の半数(労働者側委員)が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、使用者の意向に基づき指名されたものでないこと。これら がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41 「任期を定めて指名された労働者側委員」の欄には、労働基準法第38条の4第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合 .第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に

法人番号	労働保険番号

企画業務型裁量労働制に関する報告

報告期間

併

月から

併

出まだ

年													業務の内容			事業の種類			
月    日													労働者の範囲			事	Ī		
	****		-				*****				****		制度の適用 労働者数			業の名			
							(		(		(		同意した労働者数 (同意を撤回した 労働者数)			称			
	)		)		)		)		)		)		諸数した		( <del> </del>				
	平均	最長の者	平均	最長の者	平均	最長の者	平均	最長の者	平均	最長の者	平均	最長の者	労働者の1箇月の 労働時間の状況	(3	_ )	事業の所在			
													労働者の労働時間の 状況の把握方法	(電話番号: ————————————————————————————————————		地(電話番			
							(		(		(		労働者の健康] の措	)		号)			
	·		)		Ú		)						)		労働者の健康及び福祉を確保するため の措置の実施状況			常時使用する労働者数	

労働基準監督署長 殿

使用者 職名

# 様式第 13 号の4(第 24 条の2の5第1項関係)(裏面)

#### 記載心得

- 「業務の内容」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務の内容を具体的に記入すること
- 0 「労働者の範囲」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者として決議した労働者の範囲を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに具体的に記入すること
- ω 「制度の適用労働者数」の欄には、報告期間末日における制度の適用労働者の人数を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに記入すること。
- 「同意した労働者数(同意を撤回した労働者数)」の欄には、当該報告期間中に制度適用の同意をした労働者数及び当該同意を撤回した労働者数を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに記入す
- Ŋ 務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに具体的に記入すること。なお、時間数については、小数第二位を四捨五入して記入すること。 務に従事した労働者の中で1箇月の労働時間の状況が最長であつた者の当該1箇月の労働時間の状況及び当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員の1箇月当たりの労働時間の状況の平均値を、「業 「労働者の1箇月の労働時間の状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況(以下「労働時間の状況」という。)として把握した時間のうち、当該報告期間中に対象業
- 6 「労働者の労働時間の状況の把握方法」の欄には、労働時間の状況を実際に把握した方法を具体的に記入すること。
- ~ その実施状況を具体的に( )内に記入すること。なお、いずれの番号にも該当しない措置については、番号は記入せずに( いずれの措置の実施状況についても記入すること 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置として講じた措置について、原則として以下の番号から選択して記入した上で )内に具体的内容を記入すること。また、複数の措置を講じた場合には
- 取業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること
- ω 把握した労働時間が一定時間を超えない範囲内とすること及び当該時間を超えたときは労働基準法第38条の4第1項の規定を適用しないこととすること
- **4** 働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- (J) 法第66条の8第1項の規定による面接指導を除く。)を行うこと。 把握した労働時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導(間診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生
- 6 把握した対象労働者の勤務状況(労働時間の状況を含む。以下同じ。)及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること
- ① 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- ⑧ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- 知握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- 働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部改正)

の表のように改正する。

第二条 労働時間 間等 の設定 の改善に関する特別措置法施行規則 (平成四年労働省令第二十六号)の一部を次

3 更月年 (略) (法第七条第三号の厚生労働省令で定める要件等) (法第七条第三号の厚生労働省令で定める要件等) う必要な配慮を行わなければならない。 員が同条の決議等に関する事務を円滑に遂行することができるよ 使用者は、 法第七条に規定する労働時間等設定改善委員会の委 2 第三条 (新設) (法第七条第三号の厚生労働省令で定める要件等) (略) (略) 改 正 前

(傍線部分は改正部分)

### 附則

### (施行期日)

第 ک  $\mathcal{O}$ 省 令 は、 令 和 六 年 匹 月 日 か 5 施 行

### (経過措置)

第二条 第 条の 規定による改正 後の 労働基 準 法 施 行 規則 (以下 「新規則」という。) 第二十四 条の二の二

の二及び第二十 应 条の二の三の二の 規定 (保存に関する部分に限る。) は、この 省令  $\mathcal{O}$ 施行 |後に 作成 され

た記録について適用する。

労働 基 準 法 ( 以 下 法」 という。 第三十 八 条 の三 第二 項に お 1 て準 用 する法第三十八条 の 二 第三

項  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとする使用者 は、 この 省 令 0 施 行 前 に お 1 7 ŧ, 新 規 則 様 式第十三号によ り 同 項  $\mathcal{O}$ 届 出

をすることができる。

第四 法第三十八 条の 兀 第 項 (の届: 出をしようとする使用者は、 この 省令の 施 行前にお 7 て ŧ, 新規 則 様

式 第十三号の二により 同 項  $\mathcal{O}$ 届 出をすることができる。 この場合にお *\*\ て、 法第三十八条  $\mathcal{O}$ 兀 第 匹 項  $\mathcal{O}$ 報

告 (以下単に 報告」 とい う。 は新 規 則 様 式第十三号の 兀 によ り 行 わ な け れ ば なら な ( )

第五 条 新 規 則 第二 + 匹 条 の 二  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 有 効 期 間  $\mathcal{O}$ 始 期 を令 和 六 年 兀 月 日 以 降 とす る法 第三十 八

三月三十一  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 日以前とする決議に係る報告につい  $\mathcal{O}$ 決 議 以 下 単 に 決 議 とい う。 て は、 に 係 なお る 報 従前 告に の例 0 1 による。 7 適 用 ただし、 有 効 期 有効 間  $\mathcal{O}$ 期間 始 期 を  $\mathcal{O}$ 始 令 期を令 和 六 年

報告 和六年三月三十一  $\mathcal{O}$ については、 五. 第 項 中 「が この 日以前とする決議であって、 行 省 わ れ 令による改正 た 日 とあ 前 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 労 は 働 有効  $\mathcal{O}$ 基 準 有 類間 法 効 期 施 行 間 の終期が令和六年四 規  $\mathcal{O}$ 則 始 期 ( 以 下 と 旧 六 規 別し 月一 箘 月 とい 日以降であるものに係る 以 内 う。 に 回、 第二十 及び そ 匝  $\mathcal{O}$ 条 後  $\mathcal{O}$ 

第六 条 附 則 第四 条  $\bigcirc$ 規 定 に カゝ か わ 5 ず、 報告 期 間  $\mathcal{O}$ 終 期 が 令 和六 年三月三十 <del>--</del> 日 以 前 で あ る報告は、 この

年以

内ごとに

口

と

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

「六箇

月

以

内ごとに

口

と読

み替え

て同

項

 $\mathcal{O}$ 

規定

を適

用

する。

省 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 降 Ł 旧 規 則 様式第十三号の 匹 により行うことができる。

第七 之 条 0 省 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (C あ る 旧 規 則 に 定める様式による用紙については、 当分の間、 これを取 ŋ

繕って使用することができる。